

<報道発表資料>

.....

令和6年 1月 8日

令和6年能登半島地震被害に係る災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣について

令和6年能登半島地震被害に伴い、被災者への精神科医療の提供や精神保健活動の支援が必要とされています。

そのため、石川県から厚生労働省 DPAT 事務局を通じて、埼玉県に対し災害派遣精神医療チームの派遣要請がありました。

この要請を受けて、埼玉県から埼玉県災害派遣精神医療チーム(DPAT)を以下のとおり派遣します。

- 派遣先 石川県
- 派遣体制
埼玉県立精神医療センター 精神科医、看護師、精神保健福祉士 各1名
埼玉県職員(精神保健福祉センター職員) 1名 合計4名
- 活動内容
 - 石川県DPAT調整本部の運営補助
 - 避難所巡回による地域支援 など
- 活動期間 令和6年1月9日(火)～1月15日(月)
※ 現地に向けて本日出発します。

<災害派遣精神医療チーム DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) >

- 大規模災害後、被災地域に入り精神医療及び精神保健活動を支援する専門チーム
- 精神科医師をリーダーとした1チーム3～5名による編成で活動